

太田市告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき令和5年太田市告示第98号で形質変更時要届出区域に指定した区域の一部について、同条第2項の規定に基づきその指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項及び土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第47条の規定に基づき告示する。

令和6年1月10日

太田市長 清水 聖 義

1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

太田市庄屋町1番1の一部(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた措置等

- ①汚染土の掘削除去
- ②健全土による埋戻し
- ③地下水検査